

令和7年度

白岡市空家等除却に係る  
固定資産税等相当額補助金のご案内



白岡市

白岡市は、市内の空家の除却及び不動産市場への流通を促進するとともに、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、市内の空家等を除却した場合に、当該空家等の跡地に係る固定資産税及び都市計画税の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付します。

### 1 補助対象地

補助金の対象となるのは、次のいずれにも該当する土地です。

- (1) 白岡市空家等除却補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて除却した空家等の跡地
- (2) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けているもの
- (3) 空家等の跡地となった日から更地のままであり、他の用途に使用されていないもの
- (4) 空家等の跡地となった日から当該土地の所有者が相続以外の理由で変更されていないもの
- (5) 空家等の跡地となった日から当該土地の管理を行っているもの

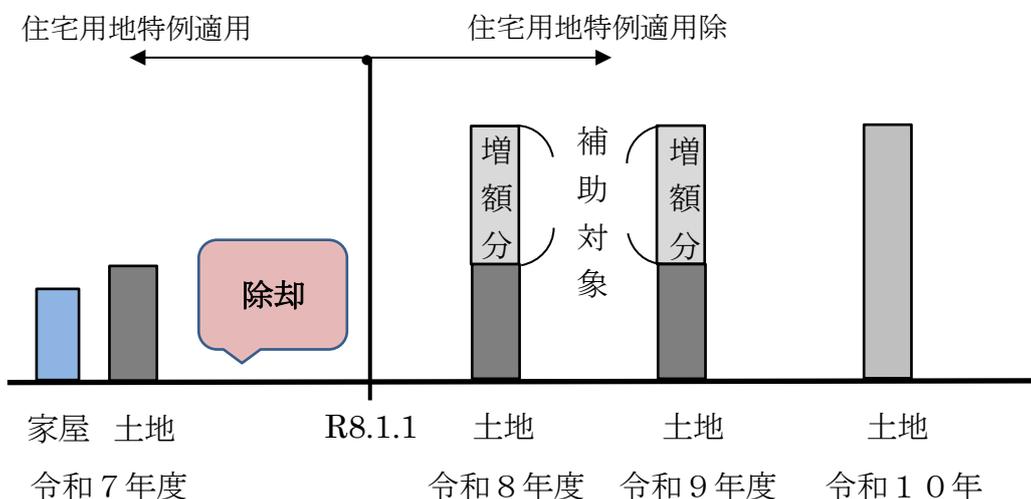
### 2 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、住宅用地特例の対象から除外された補助対象地に係る固定資産税及び都市計画税で、空家等の跡地となった年度の翌年度から起算して2年度を限度とします。

### 3 補助金額

「除却年の翌年（2年度目の申請にあたっては翌々年）の1月1日を賦課期日とした補助対象地に係る住宅用地特例が適用された場合の固定資産税等の税相当額」と「当該年度に実際に賦課された補助対象地に係る固定資産税等の税相当額」の差額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

#### イメージ（令和7年中に除却した場合）



#### 4 補助金の対象となる方

空家等の跡地の土地の所有者（個人の方）

#### 5 補助金の対象とならない方

- (1) 法人
- (2) 補助金の交付を申請する日において、市税の滞納がある方
- (3) 当該補助金の交付を受けたことがある方

#### 6 申請の受付期間

- ・ 空家等除却補助金の事業完了後から受付を開始します。

- ・ 令和8年1月1日までに除却した場合  
⇒令和8年3月31日（火）までに申請してください。
  - ・ 令和8年1月2日から令和8年3月31日までに除却した場合  
⇒令和9年3月12日（金）までに申請書の提出をしてください。
- ※補助金の交付は、令和8年度以降になります。

#### 7 申請方法

補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、環境課に提出してください（郵送可）。

##### 【添付書類】

- (1) 補助対象地の案内図
- (2) 補助対象地の現況写真
- (3) 除却年の年度の納税通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類（**補助金の振込先情報登録用紙**）

#### 8 交付の決定

申請書類を審査し、補助金の交付決定をした場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

#### 9 交付決定の取消し

市は、補助対象地が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取り消し、中止又は交付を受けた金額の返還を求めることがあります。

- (1) 当該土地を他の用途に使用したとき。  
ただし、災害により一時的に他の用途に使用する等やむを得ない事由があると市長が認めるときは除く。
- (2) 当該土地の所有者を、相続以外の理由で変更したとき。
- (3) 補助決定者が提出した書類に偽りや不正があったとき。
- (4) 当該申請に係る土地の適切な管理が行われず、周辺住民の住環境等に悪影響を与えていると認めるとき。

## 10 申請内容の変更

補助金の交付決定後、申請内容を変更する場合や中止する場合は、補助金変更承認申請書（様式第5号）又は、補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出してください。

## 11 変更の決定

申請書類を審査し、補助金の変更などを決定した場合は、補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第7号）により通知します。

## 12 実績報告書の提出

補助対象事業が完了したときは、完了から30日以内に、補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添付し、環境課に提出してください。

### 〔添付書類〕

- (1) 報告年度の固定資産税等の納税通知書の写し
- (2) 報告年度の固定資産税等を完納していることが確認できる書類の写し

## 13 補助金交付額の確定

提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査により交付すべき補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知します。

## 14 補助金の請求

補助金交付額確定通知書（様式第9号）を受領後、補助金交付請求書（様式第10号）を環境課に提出してください。あらかじめ指定された口座に補助金を振り込みます。

## 15 その他

補助金の交付を受けた方は、次のことを遵守して下さい。

1. 補助対象地が以下に該当したときは、速やかに環境課に申し出てください。
  - (1) 補助対象地を他の用途に使用したとき
  - (2) 補助対象地の所有者を、相続以外で変更したとき
2. 補助対象地を、周辺住民の住環境等に悪影響を与えないように、適切に管理してください。
3. 定住の受け皿となる住環境の整備促進に寄与するため、補助対象地の流通促進に努めてください。

### 【担 当】

白岡市 生活経済部 環境課 環境保全担当  
〒349-0292  
白岡市千駄野432  
TEL 92-1111 内線 284・285